地　第２５３号
令和８年１０月２８日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

遊佐町長　松　永　裕　美

環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和８年１０月１日付け８み自第５７号で貴職から意見の提出を求められた（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業　環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から、下記のとおり回答します。

記

１．総括的事項

（１）住民の生活環境に影響を及ぼすことのないように、地域住民及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

（２）風力発電設備の建設から供用開始以降に至るまで、地域住民の生活環境に十分配慮し、何らかの影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえた調査を実施し、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

２．個別事項

（１）モノパイル打設工事、海底ケーブル施設工事等の実施にあたっては、工事に伴う騒音や水中音、海域環境及び海岸環境への影響の把握に努め、その影響を可能な限り低減するよう適切な環境保全措置を講じること。

特に、モノパイル打設工事時においては、事前に地域住民への周知を図るとともに、最大限の騒音低減措置を図ること。

（２）景観について、本事業は最高高さ約269mの風力発電機を南北約8.3kmに及ぶ範囲に30基設置する大規模な洋上風力発電事業であり、西浜海水浴場等の主要な眺望点から圧迫感を受ける見え方となるおそれがあることから、眺望景観への影響が懸念されるため、専門家や地域住民等の意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、発電設備の配置等について十分に検討すること。

（３）鳥類、海生生物その他の自然環境については、供用開始後も継続的な状況の把握に努め、予測を上回る影響が確認された場合には、必要な環境保全措置を講じること。

また、風力発電設備の周囲には飛翔空間が確保されていることから、移動経路の遮断・阻害が生じる可能性は低いと予測しているが、予測には不確実性が伴うことから、事後調査においては風力発電設備へのカメラの設置等を行い、専門家等の助言を踏まえながら適切な環境保全措置を講ずること。

（４）事業実施区域における船舶の航行離隔距離や区域内での漁業可能範囲については、事業者の責務において明示すること。

（５）海底湧水に関して、影響がないと予測しているが、評価書段階までに専門家等の助言を踏まえた追加調査を実施すること。

なお、調査結果については、地域住民へ分かりやすく公表すること。